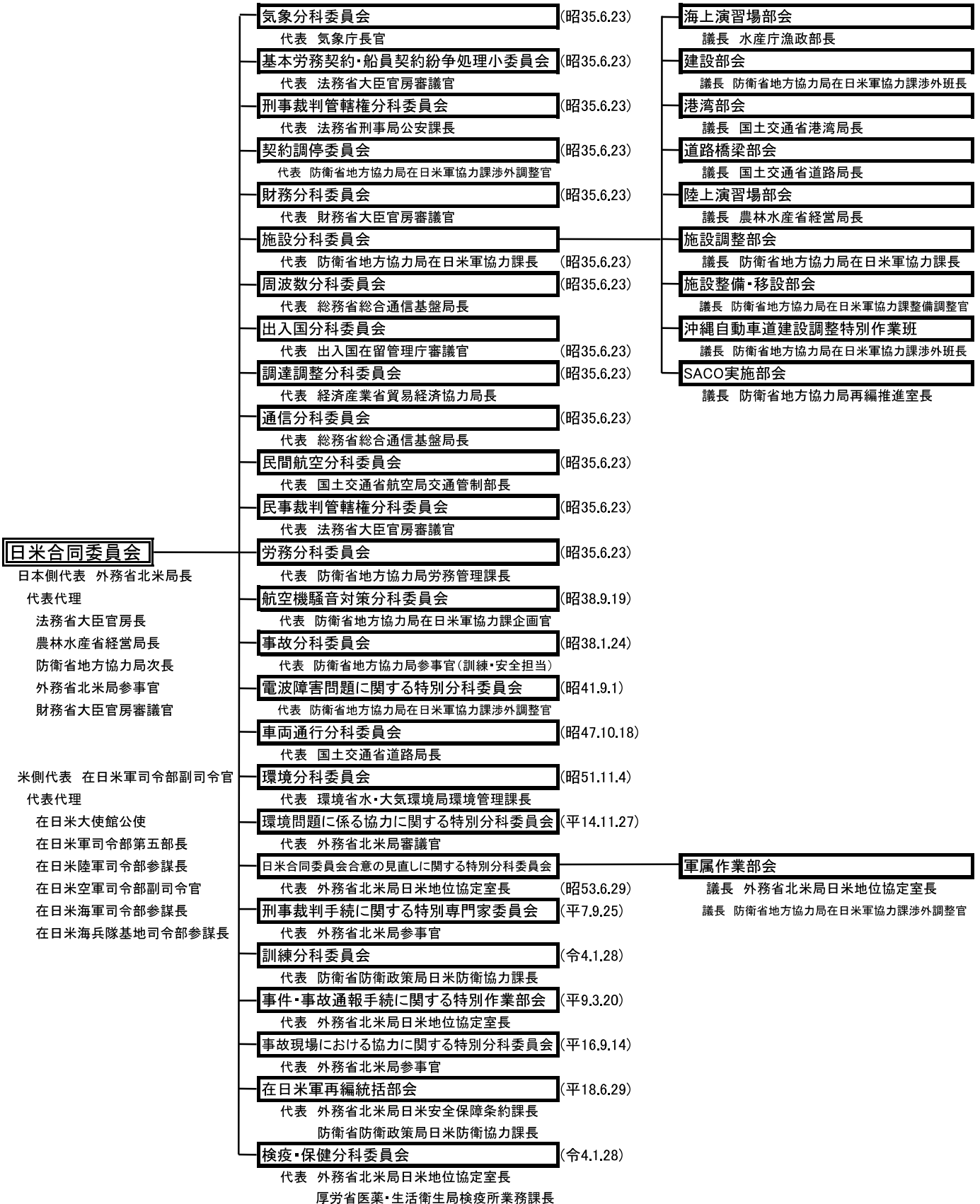


日米合同委員会組織図

2023年9月現在

()は設置年月日

(注) 以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



資料 13

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、合衆国軍隊又は地位協定第15条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、2016年1月22日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（2021年2月24日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書による改正を含む。）において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第24条についての特別の措置が定められたことを想起し、困難を増す安全保障環境に即して、抑止力及び対処力を強化し、防衛協力を深化させるとの相互の決意を再確認し、両国を取り巻く諸情勢に留意し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第24条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条 日本国は、2022年から2026年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与及び手当の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、時給制臨時従業員の時給

及び劇場従業員の給与

(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第15条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。）、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条 日本国は、2022年から2026年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条 1 日本国は、2022年から2026年までの日本国の会計年度において、次のものに係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。もっとも、日本国政府が、相互に適当と判断する経費を日本国がこの条の規定に従って負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

- (a) アメリカ合衆国政府が、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）に設置される訓練能力に関連する資機材及び関連する役務を調達するための経費。もっとも、当該訓練能力が、条約の目的を達成し、即応性を向上させ、並びに困難を増す安全保障環境において多様な運用上の所要に対応するために抑止力及び対処力を強化すること（合衆国軍隊と日本国の自衛隊の相互運用性を強化することを含む。）に寄

与する場合に限る。

- (b) 地位協定第25条1に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が、合衆国軍隊の訓練のための場所を施設及び区域から他の施設及び区域に又はアメリカ合衆国の施政の下にある領域若しくは同国の領域に変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費

- 2 この条の規定のための実施手続は、合同委員会によって定める。

第四条 アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条 日本国は、日本国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条 日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条 この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2027年3月31日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

2022年1月7日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために 林芳正

アメリカ合衆国のために レイモンド・F・グリーン

資料 14

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

環境の管理の重要性及び当該管理が合衆国軍隊の駐留に関連する公共の安全に対する危険の管理（条約第六条の規定に基づいて合衆国が使用を許される日本国内の施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における汚染の防止を含む。）に貢献することを認め、

両締約国が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと（地位協定第二十五条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）及び合同委員会の環境分科委員会その他の関連する分科委員会において長期間にわたり緊密に協力してきたことを含む。）を認識し、

二千年九月十一日に両締約国により発表された「環境原則に関する共同発表」（合衆国軍隊により引き起こされた汚染の影響への対処についての合衆国の政策及び施設及び区域外の発生源により引き起こされた重大な汚染に対し関係法令に従い適切に対応するとの日本国の政策に言及していることを含む。）が成功裡に実施されていることを再確認し、

地位協定第三条3の規定に従い施設及び区域における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って引き続き行われていることを再確認し、

地位協定を補足するこの協定を含む枠組みを設けることにより、環境の管理の分野における両締約国間の協力を強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第 1 条

この協定は、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両締約国間の協力を促進することを目的とする。

第 2 条

両締約国は、施設及び区域又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における公共の安全（人の健康及び安全を含む。）に影響を及ぼすおそれのある事態に関する入手可能かつ適当な情報を相互に提供するため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

第 3 条

- 1 合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「JEGS」という。）という。）を發出し、及び維持する。JEGSは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。
- 2 JEGSは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。
- 3 両締約国は、合衆国がJEGSの改定を發出する前に、又はJEGSの改定が円滑に行われるために日本国が要請したときはいつでも、JEGSに関連して合衆国が日本国の基準を正しく、かつ、正確に理解していることを確保するため、合同委員

会の環境分科委員会において、協力し、及び当該基準について協議する。

第 4 条

両締約国は、特定された日本国の当局が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する。

- (a) 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合
- (b) 施設及び区域（二十三年十月三日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合

第 5 条

- 1 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の実施に関するいかなる事項についても合同委員会の枠組みを通じて協議を開始する。
- 2 両締約国は、この協定の実施に関連して両締約国の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第 6 条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千年九月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

資料 15

環境補足協定に基づく立入りの合同委員会合意（2015年9月28日）

1. 参照：

- a 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- b 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
- c 1997年3月31日付け合同委員会宛て覚書「事件・事故の通報手続」
- d 1996年12月2日付け合同委員会宛て覚書「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」
- e 1973年11月29日付け合同委員会宛て覚書「環境に関する協力について」

2. 目的：

両国政府が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと、合衆国軍隊が使用している施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならない旨の参照1 aの第三条に基づく合衆国の義務並びに日本国への施設及び区域の返還に関する参照1 aの第二条の規定を認識し、本覚書は、特定された日本国の当局が参照1 bの第四条に規定する二の場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう手続を定める。

3. 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合における立入手続：

参照1 cに基づいて、環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）についての通報が行われたとき、

- a 日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、地方防衛局又は防衛事務所を通じて、現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置について、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局が現地視察を行うことを認めるよう申請することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は、地域社会との友好関係を維持し、及び環境の管理のための協力を強化することを希望して、申請に対して全ての妥当な考慮を払う。

在日米軍司令官又はその指名する者は、回答を行うに当たり、申請を認めることが軍の運用を妨げるか、部隊防護を危うくするか、又は施設及び区域の運営を妨げるか否かについて考慮し、実行可能な限り速やかに回答する。申請が認められる場合には、当該視察は、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。

- b 3 aに規定する現地視察のための申請に関連して、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、地方防衛局又は防衛事務所を通じて、合衆国軍隊が行うサンプルの採取と併せて、サンプルを採取することを申請することもできる。当該申請には、媒体（水、土壌又は大気）及び場所等、サンプル採取のためにいかなる種類の活動を求めているかに関する詳細な情報を含めるものとする。在日米軍司令官又はその指名する者は、サンプルの採取に関する個々の申請を認める。申請が認められる場合には、当該サンプルの採取は、漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。

- c これらの視察の実施及びサンプルの採取のための方法及び手続並びにサンプル調査の際に用いられる基準及びその結果の共有については、環境分科委員会を含む合同委員会の枠組みを通じて両国政府の関係当局が取り扱う。

4. 施設及び区域に影響を及ぼし得る環境上の事態における対応：

施設及び区域内の社会の福祉に影響を及ぼし得る態様で、施設及び区域外から生ずる有害物、有害廃棄物又は有害物質の放出が発生したと信ずる合理的理由がある場合には、

- a 在日米軍司令官は、日本国政府に対して調査を行うよう申請することができる。日本国政府は、合同委員会の枠組みを通じて、調査の方法について協議し、調査が完了した後に速やかにその結果を共有する。
- b 日本国政府は、日本国の法令に従うことを条件として、当該環境上の事態に対処するために適切な措置を講じる。

5. 施設及び区域の日本国への返還に関連する現地調査のための立入手続：

- a 日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、地方防衛局又は防衛事務所を通じて、現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し、施設及び区域への返還前の立入りの申請を行うことができる。日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、次の全ての条件が満たされる場合には、通常、当該立入りをを行うものとする。
 - i. 施設及び区域の返還日が合同委員会において設定されていること。
 - ii. 当該立入りが、合衆国軍隊の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ施設及び区域の運営を妨げないこと。
 - iii. 返還前の立入りが、都道府県又は市町村による施設及び区域の返還後における土地の利用についての計画の策定を容易にするため、環境面又は文化面での調査（掘削を伴う文化財調査を含む。）を実施することを目的としていること。
 - b 当該調査は、合同委員会において設定された返還日の150労働日前を超えない範囲で実施することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は、提案された調査計画を検討した後、その正確な日数を決定する。
 - c 両国政府間で決定される場合には、5 a iに基づき日付が設定されるよりも前又は5 bにおいて設定される日よりも前に立入りをを行うことができる（例えば、沖縄統合計画又はその定期的な見直しにおいて予定される立入り）。
 - d 当該調査に関する現地実施取決めは、在日米軍の代表者と関係する地方防衛局との間で作成する。
6. 本覚書が扱う事項については、参照1 c、1 d及び1 eは適用されない（ただし、参照1 cの通報規定については、パラ3において適用される場合にはその限りでない）。本覚書の規定の実施に関するいかなる事項も、参照1 bの第5条に規定する手続に従って解決する。

資料 16

【資料編】Ⅱ 基地関係の法令等

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

二千十六年七月五日に両締約国政府により「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」が発表され、また、同発表が、同盟の協力の精神並びに同盟を更に強化するとともに地域及び世界の複雑な安全保障環境において抑止力を高めるとの日本国及び合衆国の相互の決意を確認していることに留意し、

条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たっての地位協定第一条(b)に規定する軍属（以下「軍属」という。）の構成員が担う不可欠な役割並びに地位協定上の地位を有する合衆国の要員のための訓練及び教育の過程の重要性を認め、

地位協定を補足するこの協定を含む軍属に係る扱いについての枠組みを設けることにより、両締約国政府の間の協力を強化することを希望し、

地位協定第二十五条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）の有する地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国政府の間の協議機関としての継続的な有効性を確認し、

軍属に係る扱いについての協力を推進することが条約の目的の達成及び同盟の強化に一層寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第 1 条

この協定は、軍属に係る扱いについての両締約国政府の間の協力を促進することを目的とする。

第 2 条

両締約国政府は、合同委員会の枠組みにおいて作業部会を設置する。両締約国政府は、作業部会を通じてこの協定の実施に関する協議を開始する権利を保持する。

第 3 条

両締約国政府は、条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たり不可欠な役割を果たしている軍属の範囲を明確にするため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

- 1 合衆国政府は、両締約国政府が合同委員会に対して作成するよう指示を与える種別に従って、軍属の構成員を認定する。
- 2 両締約国政府は、また、コントラクターの被用者の職に関し、軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価する際に合衆国政府が使用する基準について合同委員会に対して作成するよう指示を与える。当該基準は、軍属の構成員としての認定を受ける資格を有する者が任務の遂行上必要とされる技能又は知識を有するように作成される。

第 4 条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第 5 条

- 1 両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該

通報に関し作業部会で協議する。

2 合衆国政府は、第3条に定める指示による基準の作成を受けて、軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。

3 両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第2条に規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報告を日本国政府に対して提供する。

第 6 条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第 7 条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年一月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸田文雄

アメリカ合衆国政府のために

キャロライン・ケネディ

合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力の合同委員会合意（2017年1月16日）

1. 参照

- a 1960年1月19日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）
- b 2017年1月16日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）

2. 合同委員会は、協定に従い、合同委員会により選定される分科会の下に作業部会を設置する。3. に係る者の地位に関する問題が生じた場合又は協定の実施に関する事項が生じた場合、そのような問題又は事項は協議及び解決のため作業部会に付託され、必要があるときは、解決のため合同委員会に送付される。

3. 合衆国政府及び日本国政府は、軍属（関連する職能のコントラクターの被用者を含む。）の範囲を明確化した。合衆国政府は、地位協定第一条（b）に規定する資格を満たすことを条件として、次の種別の者に対し軍属の構成員としての地位を付与する。

- a 予算上の資金により雇用される在日米軍の文民の被用者。
- b 在日米軍の監督下にある歳出外資金により雇用される文民の被用者。
- c 合衆国軍隊が運航する船舶及び航空機の文民の被用者（地位協定第十七条の適用に当たってのみ、一定の期間合衆国軍隊の使用に供される船舶であって契約により運航されるもの、定期用船契約により運航されるもの及び一般業務委託契約により運航されるものの乗組員を含む。）
- d 在日米軍に随伴し、及びこれを直接支援するサービス機関（合衆国サービス機関及び米国赤十字等を含む。）の人員であって合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している人員。
- e 合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している合衆国軍隊に雇用されていない合衆国政府の被用者。
- f 次の要件を満たすコントラクターの被用者。
 - 1) 合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者。
 - 2) 合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有しているコントラクターの被用者。当該コントラクターの被用者は、次のいずれかの要件を満たす。
 - a) 高等教育又は専門的な訓練及び経験を通じて技能又は知識を取得していること。
 - b) 任務の遂行のため、合衆国により承認された情報取扱資格を保持していること。
 - c) 任務の遂行のため、合衆国の連邦省庁、合衆国の諸州、合衆国の準州又はコロンビア特別区によって発行された免許又は資格証明書を保持していること。
 - d) 専門的な任務を遂行するため、合衆国軍隊により緊急事態において必要であると認定され、日本での滞在が91日未満であること。

- e) 合同委員会により特に認められること。
 - g) 地位協定第二十条2の規定に従い維持される軍用銀行施設を運用する被用者。
 - h) 合同委員会によって特に認められる者
4. 協定第四条の規定を考慮し、両国政府は、次のとおり協力及び調整を強化する。
- a) 日本国政府及び合衆国政府は、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確認する。
 - b) 合衆国政府は、居住に係る日本国の関係法令に合致する適切な指針を発出する。
 - c) 両国政府は、適切な仕組み及び手続を強化する。いずれか一方の政府が二重に資格を有している者を特定したときは、両国政府は、この問題に対処するために適切な措置をとる。
 - d) この項の仕組み及び手続を更に強化するため、地方の入国管理局及び地方の軍当局は、双方の間の情報共有、協力及び連絡を促進する。
5. 合衆国政府は、次の手続を適用する。当該手続は、合衆国の法令上の求めにより、本覚書が有効となる日の後に作成される契約に対して適用される。
- a) 合衆国政府は、3.f.の基準に基づき、コントラクターの被用者が軍属の構成員としての資格を有するかについて判断するため、見直しを行う。コントラクターの被用者が当該基準を満たしていないと判断される場合、合衆国政府は、軍属の構成員としての当該コントラクターの被用者の地位を終了する手続を直ちに開始する。合衆国政府が軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を終了する手続を開始するに当たり、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。
 - b) 合衆国政府は、合衆国の法令上の制限により、軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を直ちに終了することができない場合、実行可能な限り早期に当該地位を終了するために必要な措置をとる。この場合においては、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。
 - c) 合衆国政府は、軍属の構成員としての当該地位が終了したときは、日本国政府にその旨を通知する意向を有する。
 - d) a)にいう見直しの進捗状況は、半年ごとに日本国政府との間で共有され、その最終的な結果は、協定の発効後2年以内に日本国政府に報告される。
6. 協定第五条1に規定する通報の手続は、合同委員会の枠組みを通じて決定される。通報には、コントラクターの被用者の氏名、コントラクターの被用者を雇用している会社及びコントラクターの被用者が3.f.2)のいずれの基準を満たしているかに係る評価等の情報を含む。
7. 合衆国政府は、協定第五条2に規定する定期的な見直しの結果として、軍属の構成員として認定された全てのコントラクターの被用者が実際に当該認定を受ける資格を有しているかを毎年確認する。合衆国政府は、合同委員会によって選定される他の種別の軍属の人員についても同様の見直しを行う意向を有する。合衆国政府は、コントラクターの被用者又は当該他の種別に含まれる人員が軍属の構成員としての地位を得る資格を有していないと決定される場合、当該者に関する適切な情報を提供する。
8. 協定第五条3に規定する報告は、軍属の構成員の総数並びに3.f)にいうコントラクターの被用者の総数及び合同委員会が決定する他の情報を含む。

